

U

北越製紙株式會社勞働爭議解決條件寫

- 一、従業員ヨリノ要求書、茲ニ追加要求書及ビ會社ヨリノ呈表ニ發表ノ十名解雇ヲ撤回スルコト
  - 二、従業員ハ八名ノ退職ヲ認ムルコト
    - (1) 内四名ハニヶ月後現在給ニテ新規採用スルコト
    - 但シ、會社規定ノ退職手當ノ倍額ヲ支給ス
    - (2) 内四名ハ退職金各一名宛金五百圓也ヲ支給シ、圓滿退職スルコト
  - 三、二名ニ對シテハ、社則ニ依リ一週間ノ出勤停止ヲナスコト
  - 四、臨時手當一割ヲ六月ニテ日本給ニ繰入レルコト
    - 尚經濟界ノ現状ニ鑑ミ、爾後ノ增收問題ニ関シテハ努力スルコト
  - 五、年始ノ休業日ニハ、日給ノ全額ヲ支給スルコトニ努力スルコト
  - 六、原料倉庫請負人夫ノ請負單價ヲ四月ニテヨリ一割値上スルコト
- 尚第四ノ二項ニ準ジ様配ス

- 七、爭議費用トシテ金一封(三所圓也)ヲ支給スルコト
- 八、爭議中ノ日給トシテ、四月十九日マデ日給ノ七割ヲ支給スルコト
- 九、爾後圓滿ヲ旨トシテ爭議ヲナサルコト

昭和十二年四月二十九日